

(公財) 福岡県産業・科学技術振興財団

令和3年度 デジタル化関連製品開発支援事業

公益財団法人 福岡県産業・科学技術振興財団（以下「財団」という。）は、現場のニーズを捉え、課題解決に資するデジタル化ツールやシステムの開発を目指す県内企業に対し、製品開発の支援を行います。

1. 補助対象

(1) 補助対象事業

県内に事業所等を有する企業を対象に現場のニーズを捉え、課題解決に資するデジタル化ツールやシステムに関連した製品開発を対象とします。

製品開発については、事業期間内に製品または上市に向けたサンプル品の完成が見込まれる開発とします。ただし、可能性試験（Feasibility Study）の場合は事業完了後に製品化が見込まれる開発も対象とします。

(2) 補助対象者

- ① 単独の場合、福岡県ロボット・システム産業振興会議（以下「振興会議」という）会員企業（法人格を有していること）であり、かつ県内に研究、生産・活動拠点を有するものであること。
- ② グループの場合、全ての構成員は振興会議会員であり、かつグループのリーダーは県内に研究、生産・活動拠点を有する振興会議の会員企業（法人格を有していること）であること。
※振興会議の入会（入会金、会費ともに無料）は、（<https://www.robot-system.jp/>）からお願いします。

(3) 補助対象経費

- ① 機械装置費、② 材料・消耗品費、③ 外注費、④ 旅費、⑤ 開発に係る人件費（ソフトウェア開発、設計、加工等）、⑥ その他経費
- ※一般管理費は補助対象外

(4) 補助限度助率

区分	補助率	補助限度額
製品開発	1/2以内※1	700万円程度
可能性試験		300万円程度

ただし、交付要綱第23条に定める新型コロナウイルス感染症の影響に係る特例が適用される場合は次表のように補助率、補助限度額を引き上げます。（交付要綱第23条参照）。

○交付要綱第23条の抜粋

（新型コロナウイルス感染症の影響に係る特例）

第23条 補助金の交付を申請しようとする者のうち、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響で、原則として売上高等が前々年同月と比較して15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前々年同月期と比較して15%以上減少することが見込まれる県内企業（グループの場合はグループのリーダー）は、補助金の交付を申請する際に、「令和3年度 デジタル化関連製品開発支援事業補助金特例適用申請書」（交付要綱様式第14号）を理事長に提出することで、別表に定める補助率及び補助限度額に関する特例の適用を申請することができる。

特例を受けるには、交付申請時に特例適用申請書（交付要綱様式第14号）と根拠資料として、月別売上高が確認できる売上台帳、確定申告書の控え等を提出してください。特例適用申請書は公募期間に提出する提案書への添付資料ではありません。

(新型コロナウイルス感染症の影響に係る特例が適用される場合)

区分	補助率	補助限度額
製品開発	3/4以内※1	1,050万円程度
可能性試験		450万円程度

※1 構成員に大学、公設試等が含まれる場合は、補助金の額の1/2を上限に、大学、公設試等の補助率を10/10以内とします。

(5) 事業期間

交付決定の日から令和4年2月28日まで

2. 応募方法

(1) 必要書類 ※事業提案書を財団ホームページより、ダウンロードして下さい。

<http://www.ist.or.jp/information-ja/3521>

(2) 提出期間

令和3年2月26日(金)～ 令和3年3月31日(水) 17:00必着

(3) 提案書提出先

下記の提出先に提案書(形式:PDF またはワード)と企業パンフレットの電子ファイルをメールにて送付し、

- ・提案書原本(1部)及びコピー(1部)
- ・決算報告書(直近1期)(2部)
- ・企業パンフレット(2部)

※送付後は、必ず、下記の電話番号に提案書を提出した旨をご連絡ください。

3. 採択予定件数

製品開発:3件程度、可能性試験:3件程度

※採択予定件数は目安であり、実際の採択件数は提案内容に応じて変動する場合があります。

4. 審査等

(1) 採択内定・不採択の結果は4月下旬にお知らせする予定です。

(2) 審査にあたっては、期日を示して各提案者から提案内容についてのヒアリング(令和3年4月開催予定)を行います。ヒアリングに対応できない場合は、不採択とさせていただきますので、ご対応ください。開催日は財団のHPに3月末頃にアップ致しますので、ご確認をお願いします。

(3) 採択内定を受けた研究グループについては、お示しする期日までに補助金交付申請書及び実施計画書を提出していただきます。

(4) 補助事業者が補助事業を実施したことにより相当の収益が発生したと認められた場合、交付した補助金の全部又は一部に相当する額を財団へ納付しなければなりません(交付要綱第21条参照)。

5. 公募説明会

令和3年3月5日(金)13時～14時、3月10日(水)13時～14時にWebを通じて行います。参加される方は説明会前日17時までに下記のメールアドレス宛に会社名、所属、氏名、連絡先(e-mail)を明記し、お申し込み下さい。

《お問い合わせ・提案書提出先》

(公財)福岡県産業・科学技術振興財団 ロボット・システム開発グループ(担当:山本、山下)
〒814-0001 福岡市早良区百道浜3-8-33-105
TEL:092-832-7155 E-mail:lsi-inove@ist.or.jp